

熊本市公報(契約)

第6号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

発行日 平成31年1月22日

目次

○入札公告（熊本市学校図書管理システム賃貸借）	1
○落札者等の公示（熊本城天守閣復旧整備工事（その9））	10
○落札者等の公示（熊本城天守閣復旧整備工事（その10））	11

契約公告第 33 号

平成31年1月22日

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザル方式の手続を実施する。ついで、次のとおり企画提案書の提出を募集する。

熊本市長 大西 一史

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

熊本市学校図書管理システム賃貸借

(2) 目的及び概要

熊本市学校図書管理システムは、学校図書館における図書の貸出・返却・検索業務等をシステム化したものであり、学校間の図書検索・貸借機能に加え、市立図書館のシステムとも連携している。

本システムは、平成25年1月に稼動し、今年で7年目を迎えており、子どもたちの読書活動の推進、図書の有効利用等のため、引き続き、学校図書管理システムが安定して運用できる環境を整備するものである。

※詳細は仕様書を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市中央区千葉城町2番35号 熊本市教育センター 外

(4) 賃貸借期間

2019年（平成31年）10月1日から2024年（平成36年）9月30日まで

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

146,683,000円以内

※消費税及び地方消費税は、8%で計算すること。

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2 担当部局

〒860-0001 熊本市中央区千葉城町2番35号

熊本市教育委員会事務局学校教育部熊本市教育センター教育情報室

電話096-245-6310（直通）

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更正計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。
本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)の要件をすべて満たす者であること。

4 参加資格審査申請の方法等

3(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、参加表明書等を提出できるが、プロポーザルに参加するためには当該競争入札（見積）参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(1) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 4(5)の部局において配布する（配布については休日を除く。）。配布時間は午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）。

熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページの URL は、次のとおり。

http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3331&class_set_id=2&class_id=195

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(2) 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「件名」及び「提案書等提出期限」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）。

- (3) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出期限
平成 31 年 2 月 1 日（金曜日）の午後 4 時まで
郵送する場合は、平成 31 年 2 月 1 日（金曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。
- (4) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の作成に用いる言語等
競争入札（見積）参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 提出先（持参する場合）
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市役所 6 階
総務局契約監理部契約政策課物品契約班
- (6) 送付先（郵送する場合）
〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛

5 申請手続等

- (1) 参加表明書、実施要領等の交付期間及び方法
平成 31 年 1 月 22 日（火曜日）から平成 31 年 2 月 1 日（金曜日）まで
熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 2 の担当部局で配布する（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。
- (2) 仕様書等の交付期間及び方法
平成 31 年 1 月 22 日（火曜日）から平成 31 年 2 月 1 日（金曜日）まで
仕様書等交付申請書（様式第 1 号）を持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。
また、郵送による申請の場合は、送付先を記入した送付用封筒（角 2 サイズ相当）及び送付用切手（簡易書留で A4 サイズ用紙 25 枚程度相当分）を貼付せず同封すること。
なお、仕様書等交付申請書に記載された申請者及び所在地以外（転送不可）へは送付しない。熊本市ホームページ又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。（休日を除く。）
- (3) 仕様書等の取扱条件
 - ア 交付された仕様書等の情報取扱責任者を定め、速やかに情報取扱責任者通知書（様式第 2 号）により熊本市長へ通知すること。また、本業務を行うにあたって申請者と共に作業を行う者（以下、関連事業者という）がある場合は、同様に通知すること。
 - イ 申請者及びアで通知した関連事業者以外の第三者へ仕様書等の情報を漏らしてはならない。（第三者への情報提供禁止）
 - ウ 本件プロポーザルに関する業務に従事する者に対して情報セキュリティ及び情報の取扱に関する必要な事項を周知し、遵守させること。

エ 交付された仕様書等について譲渡・販売・複写・転用・改変・再配布など目的以外の使用を一切禁止する。ただし、申請者及びアで通知した関連事業者のうちで本件プロポーザルに関する業務に必要と認められる範囲で、かつ必要最小に限り複写のみすることができるものとする。

オ 交付された仕様書等の受領後、本件プロポーザルに参加しない場合は速やかに返却すること。

(4) 参加手続等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（様式第 3 号～第 5 号）（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 参加表明書（様式第 3 号）

(イ) 会社概要（様式第 4 号）

(ウ) 公募型プロポーザル参加資格審査調書（様式第 5 号）

イ 提出期限

平成 31 年 2 月 1 日（金曜日）午後 5 時まで

郵送する場合は、平成 31 年 2 月 1 日（金曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1 部とする

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2 の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒 8 6 0 - 0 0 0 1 熊本市中央区千葉城町 2 番 3 5 号

熊本市長（熊本市教育委員会事務局学校教育部熊本市教育センター教育情報室）宛

また、封筒の表面に申請する「件名」及び「参加表明書等在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式については、参加表明書等の提出日時点において記載すること。

(イ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、公募型プロポーザル参加資格審査調書（様式第 5 号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合において、うち 1 組合員でも 3 (8) に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

(5) プロポーザル参加資格の確認

プロポーザル参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、4 の申請（特例規則第 4 条第 1 項の申請）をする者については、この限りでない。結果（プロポーザル参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6 プロポーザル参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) プロポーザル参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対してプロポーザル参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 説明会

説明会は実施しない。

8 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

平成31年1月22日（火曜日）から平成31年2月15日（金曜日）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス096-359-7917

メールアドレス kyouikujouhou@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

平成31年2月22日（金曜日）までに開始し、平成31年3月11日（月曜日）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者であっても、プロポーザルを行うものとする。

10 企画提案書の提出期限等

5(5)の通知によりプロポーザル参加資格があると確認された者は、企画提案書その他の必要書類（以下「提案書等」という。）を実施要領等の定めるところにより作成し、下記期限までに提出すること。

(1) 提出期限

平成31年2月8日（金曜日）から平成31年2月15日（金曜日）午後5時まで
郵送する場合は、平成31年2月15日（金曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(2) 提出書類

ア 提案書

(ア) 提案書表紙 (様式第 6 号)

(イ) 企画提案書

(ウ) システム機能調査書 (様式第 7 号)

※(ア)から(ウ)までの書類を、順に綴じて、15部提出すること。

イ 見積書 1部

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送 (ファックス、電子メール等) による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(4) 提出先

ア 持参の場合

2の担当部局

イ 郵送の場合

〒860-0001 熊本市中央区千葉城町2番35号

熊本市長 (熊本市教育委員会事務局学校教育部熊本市教育センター教育情報室) 宛
また、封筒の表面に申請する「件名」及び「提案書等在中」を明記すること。

1.1 プレゼンテーション及び提案審査について

プレゼンテーション及び提案審査を以下のとおり実施するので、提案書等を提出した者は参加し、プレゼンテーションを行うこと。

(1) 実施日

平成31年3月11日 (月曜日) 予定

※詳細については、別途通知する。

(2) 実施場所

熊本市中央区千葉城町2番35号

熊本市教育センター

(3) 実施要領

ア 1者につき質疑応答も含め30分を持ち時間とする。ただし、プレゼンテーション実施者が多い場合は、持ち時間の短縮を行うことがある。

イ プレゼンテーションは、提案書の内容について行うこと。提案書以外の内容は評価の対象としない。

ウ プレゼンテーション当日は、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

(4) その他

ア 使用機材については、すべて提案者で用意すること。

イ やむを得ず参加を辞退する場合は、平成31年3月8日 (金曜日) までに参加辞退届 (様式第8号) を提出すること。

ウ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合は、当該企画提案は無効とする。
ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、手続に支障のない範囲内でプレゼンテーションを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてプレゼンテーションを行うものとし、手続に支障のない範囲内でプレゼンテーション等を行うことが困難であると認められるときは、当該プロポーザル参加者のプレゼンテーション評価項目については、全て 0 点として取り扱うものとする。

1 2 審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本市学校図書管理システム貸貸借業者選定委員会設置要綱」に基づき「熊本市学校図書管理システム貸貸借業者選定委員会」において行う。

(2) 審査の基準

熊本市学校図書管理システム貸貸借実施要領によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書及びプレゼンテーションを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。

ただし、最高得点者が複数ある場合は、くじにより決定する。

(4) 評価項目・配点

評価項目	配点	小計
企画提案（システムの概要・構成）	50 点	800 点
企画提案（システム機能）	200 点	
企画提案（保守・運用）	200 点	
企画提案（セキュリティ）	100 点	
企画提案（プロジェクト管理・研修）	100 点	
企画提案（導入実績・従事者）	150 点	
プレゼンテーション		100 点
費用（見積金額）		100 点
合計		1,000 点

※見積金額が提案上限額を超えている場合、企画提案及びプレゼンテーションの得点合計が 450 点未満の場合又は仕様書の要件を満たさないと判断される場合は、業者選定の対象としない。

1 3 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者についてはその理由、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）について担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

1 4 契約候補者と選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 5 契約方法

提出された提案書の内容に基づき、契約候補者と基本仕様及び契約内容の交渉を経て、随意契約により締結する。なお、契約候補者が辞退その他の理由で契約の交渉ができない場合は、契約次点候補者と契約の交渉を行うものとする。

1 6 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第 22 条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

- (3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2 の担当部局で閲覧に供する。

- (4) 参加表明書等及び提案書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーションに係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及びプレゼンテーションでの審査以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者の決定までの間の期間に、参加資格があると認めた者が、プロポーザル参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対するプロポーザル参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対してプロポーザル参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定するプロポーザル参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペン又はボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）
- (8) 以上のほか、詳細は実施要領等による。

1 7 S u m m a r y

(1) Name of Contract:

The Leasing of Library Managing System for Kumamoto City-Owned Schools

(2) Leasing period:

From October1, 2019 until September30, 2024

(3) Deadline for submitting application documents in person:

No later than February1, 2019 (Friday) by 5:00PM

(4) Deadline for submitting application documents by post:

Must be delivered no later than February1, 2019 (Friday)

(5) Deadline for submitting proposal documents in person:

No later than February15, 2019 (Friday) by 5:00PM

(6) Deadline for submitting proposal documents by post:

Must be delivered no later than February15, 2019 (Friday)

(7) Language and currency to be used for proposal:

Japanese language and Japanese yen only

(8) Contact Information:

Kumamoto City Education Center Information Administration Office

Chibajo-machi 2-35,Chuo-ku,Kumamoto-shi,Kumamoto,Japan

860-0001

Tel:096-245-6310

Department of School Education

Secretariat of Board of Education

Ordinance-designated City of Kumamoto

契 約 公 告 第 3 4 号

平成 3 1 年 1 月 2 2 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成24年規則第102号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市長 大 西 一 史

公示事項	内容
1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	熊本城天守閣復旧整備工事(その9)
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	熊本市経済観光局熊本城総合事務所 熊本市中央区手取本町1番1号
3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日	平成30年12月27日
4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)	株式会社 大林組 九州支店 常務執行役員 支店長 引田守 福岡市博多区下川端町9番12号福岡 武田ビル内
5 落札金額又は随意契約に係る契約金額	365,040,000 円(税込)
6 契約の相手方を決定した手続	随意契約
7 随意契約によることとした理由	特例政令第11条第1項第1号
8 プロポーザル方式を実施するために当該公告を行った日	平成28年8月15日

契 約 公 告 第 3 5 号

平成 3 1 年 1 月 2 2 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者又は随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成24年規則第102号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

熊本市長 大 西 一 史

公示事項	内容
1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	熊本城天守閣復旧整備工事(その10)
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	熊本市経済観光局熊本城総合事務所 熊本市中央区手取本町1番1号
3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日	平成30年12月27日
4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)	株式会社 大林組 九州支店 常務執行役員 支店長 引田守 福岡市博多区下川端町9番12号福岡 武田ビル内
5 落札金額又は随意契約に係る契約金額	1,630,800,000 円(税込)
6 契約の相手方を決定した手続	随意契約
7 随意契約によることとした理由	特例政令第11条第1項第1号
8 プロポーザル方式を実施するために当該公告を行った日	平成28年8月15日